

消費生活

No. **90**
平成21年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 急増するインターネットのトラブルを避けるために
- 9月1日に「消費者庁・消費者委員会」が発足しました

7/28(木)「親子で学ぶ消費者講座」を開催しました



今夏も「電気について学ぼう」をテーマに親子で学ぶ消費者講座を開催し、45名が参加しました。神奈川県にある「横浜火力発電所」と「東芝科学館」を見学しました。参加者より「電気のおかげで私たちの生活が便利になっていることを実感しました」などの声が寄せられるなど、楽しく学習できる講座になりました。



急増するインターネット

日常生活に定着した「インターネット取引」。わざわざ店に出向かなくても遠隔地や海外ショップと容易に取引ができるなどのメリットがある一方、トラブルが急増し、その内容もまた複雑化しています。

インターネット取引を利用する際は、トラブルを避けるための注意点などをよく確認しておきましょう。

インターネットショッピング

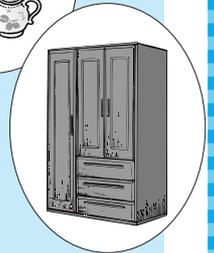
事例 インターネットショッピングでトレーナーを注文。ところが届いた商品は広告のイメージと違い、仕立ても雑な感じ。返品できるだろうか。

インターネットショッピングは通信販売にあたり、クーリングオフ制度の適用はありません。その代わりに返品制度の有無や返品ができる場合には、その期間や費用などの内容について表示が義務づけられています。



トラブルを避けるために

1. 代金の前払いは避ける。
2. 返品に関する記載内容を必ず確認する。
3. 販売会社の名称、住所、電話番号などをチェック。私書箱のみの時は要注意。
4. 注文した内容や業者からの確認画面などは印刷し、保存する。
5. 商品が届いたらすぐに中身をチェックする。



個人輸入代行(国際間のネット取引)

事例 個人輸入の代行業者を通じ、ほくろ取りクリームを注文。代金を支払ったが商品は届かず。業者とも連絡が取れなくなった。

日本では、本来輸入・販売許可が必要な医薬品やコンタクトレンズなどの医療機器を、自分で使用する目的であれば、一定の数量・使用期限内で個人輸入することが認められています。

しかし、商品の未着や個人輸入の代行業者と連絡が取れない、税関で止められ強制返還されたのに返金されない、などのトラブルが報告されています。個人輸入は自己責任で行うため、代行業者に解約や返金を求めることは難しいです。

また、ほくろ取りクリームは皮膚が化膿するなどの健康被害が報告されています。医薬品等については、日本国内で薬事法を守り販売されているものに比べて、保健衛生上、危険性が高いとも言われています。

※医薬品の個人輸入については、くわしくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0104-1.html>

トラブルを避けるために



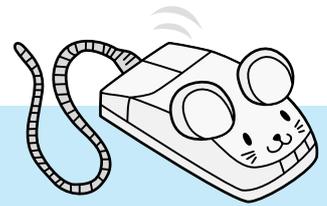
インターネットオークション

事例 インターネットオークションの利用を検討しているが、相手の顔が見えないのでトラブルの発生が心配。利用上の注意点はあるか。

インターネットオークションは、欲しい物を探したり、不用品を気軽に売ることができる便利なシステムです。対事業者の場合は業者に義務等が定められていますが、個人対個人の場合には適用されず、クーリングオフ制度もありません。最近では、出品者と称する人から「落札者が辞退したので落札してもらえないか」と直接取引を持ち掛けられ、代金を振り込んだが商品は届かず、出品者と連絡が取れなくなったという被害が発生しています。



トラブルを避けるために



1. オークションサイトの利用規約やガイドラインをよく読み、補償規約を確認する。
2. 出品者の過去の評価を確認する。
3. 落札後は出品者の氏名・住所・固定電話番号を確認する。
4. フリーメールアドレスの相手は避ける。
5. 前払いは避け、商品の到着を待ってから支払う。また、^{*}エスクローサービスがあれば利用する。
6. 取引状況や相手とのやり取りをプリントし、振り込みの控えなどは保存する。
7. 取引には自己責任が伴うことを認識する。

*エスクローサービス…売り手と買い手の間にエスクローサービス提供会社が入り、まず買い手から代金を一時的に預かる。買い手が商品の受領・内容物の確認を行った後にエスクローサービス提供会社が売り手に代金を支払うサービス。

架空請求

- 事例**
1. 広告メール内の画像をクリックしたら、いきなり「登録されました」と表示され、料金を指定口座に振り込むよう指示された。
 2. サンプル動画と書いてあったので、ファイルをダウンロードしたら登録となり、パソコンの画面上に請求書が張り付いて消えない。

まず、あわてて「料金を支払わない」「相手に連絡をしない」「個人情報を教えない」ことです。1. 2の事例とも有料情報サービスの申し込みであることが明示されず、消費者には申し込みの意思がない場合は、契約が成立していない可能性があります。

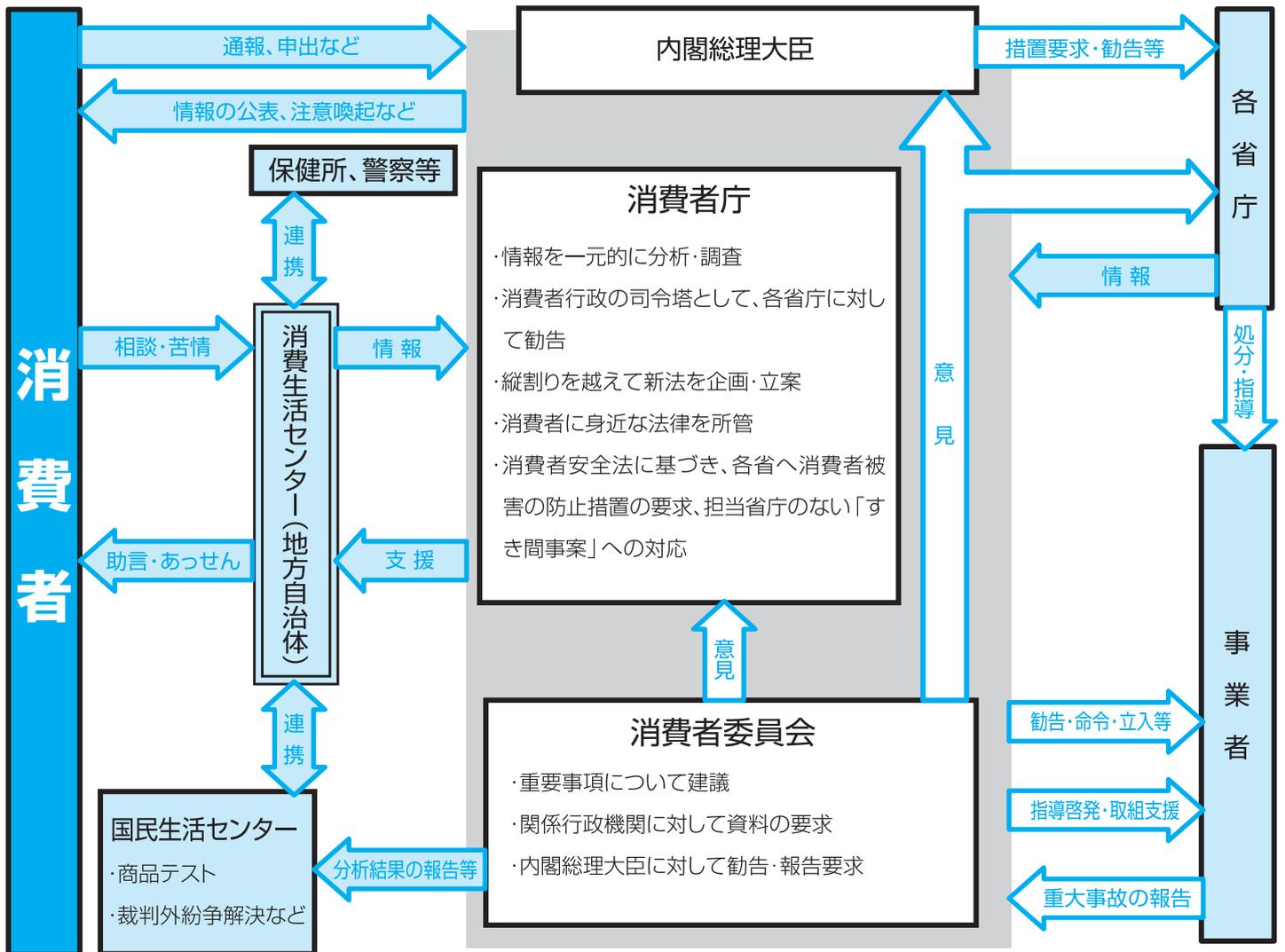
具体的な対処法については消費生活センターにご相談ください。

9月1日に「消費者庁・消費者委員会」が発足しました

5月29日に成立した消費者庁関連三法(「消費者庁及び消費者委員会設置法・消費者庁及び消費者委員会設置の施行に伴う関係法律の整備に関する法律・消費者安全法」)にもとづき、9月1日に「消費者庁」および「消費者委員会」が発足しました。

これにより、重大な製品事故に関する情報の迅速な公表や、これまで省庁ごとにあった消費者担当の窓口が一元化されるなど、消費者行政の充実が図られます。

消費者行政のイメージ



◆消費者庁の電話番号とホームページアドレス
電話:03(3507)8800(大代表) URL:<http://www.caa.go.jp/>

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。
相談日時/月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分
●成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161●